

京都市立芸術大学大学院音楽研究科聴講生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

第1条 京都市立芸術大学大学院学則第36条及び第38条による音楽研究科聴講生（以下「聴講生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 聴講生の入学志願資格は、大学院修士課程在学学生及び修了者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

第3条 聴講志願には、聴講願書、履歴書、修了証明書（在学証明書）を提出しなければならない。ただし、志願者が在職中の場合は所属長の、在学中の場合は当該大学の聴講承諾書を必要とする。

第4条 聴講生の入学選考は、学力試験及び面接によるものとする。

第5条 聴講生の修学年限は1年とし、引き続き2年を超えて在学することはできない。

第6条 聴講可能な単位数及び科目は、1学年12単位までとする。ただし、実技科目を除く。

第7条 聴講生に関して問題が生じた場合は、教務委員会において協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。